

議会運営委員会

日 時 平成 2 8 年 5 月 3 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 平成 2 8 年 6 月 亀岡市議会定例会について

(1) 招集告示 5 月 3 0 日 (月) 告示第 号

(2) 開 会 6 月 6 日 (月)

2 議案の概要説明について

(1) 概要 (別添)

3 定例会日程について 【別紙№ 1】

(1) 一般質問通告期限 6 月 6 日 (月) 正午

○ 一般質問順序 共産 緑風 公明 新清流

(2) 請願書提出期限 6 月 6 日 (月) 午後 5 時

(3) 質疑通告期限 6 月 1 4 日 (火) 本会議終了時

(4) 意見書等提出期限 6 月 2 1 日 (火) 産業建設常任委員会終了時

(5) 討論通告期限 6 月 2 2 日 (水) 午後 4 時

(6) 市民憲章唱和 6 月 1 4 日 (火) 9:50 ~ 唱和代表 奥野議員

4 開会日 (6 月 6 日) の議事について

(1) 議事日程

(黙 禱) 、 諸 報 告

第 1 会議録署名議員指名 (小島議員、藤本議員)

第 2 会期決定

第 3 報告第 1 号から報告第 3 号まで及び第 1 号議案から第 7 号議案まで

(提案理由説明)

(2) 本会議での黙祷 (平成 2 8 年熊本地震)

- 6 月 6 日開会日 諸報告に先立ち実施

(3) 諸報告

- 予算執行についての計算書の報告 (5 件)
- 監査 (随時・例月)
- 理事者出席要求
- 委員の変更

総務文教常任委員会：小松議員 → 竹田議員 [監査委員の変更に伴う]

- 新副市長就任あいさつ、新教育長就任あいさつ、新教育委員就任あいさつ
新病院事業管理者就任あいさつ
- 人事異動に伴う職員紹介

【先例・申合せ】

29 副市長、教育委員、監査委員 (知識経験を有する者) の人事案件を同意したときは、次の議会開会後の諸報告であいさつを受けるのが例である。

- 病院事業管理者就任時についても、次の議会開会後の諸報告であいさつを受けるのが例である。

30 理事者の紹介は、一般選挙後最初の議会及び人事異動が行われた次の議会で行うのが例である。

5 議場の理事者席について【別紙№ 2】

6 一般質問について

(1) 通告書について

○ 記入注意事項 【別紙№ 3】

○ 事務局へメール送付

(2) 質問時間 答弁を含め 1 人 4 5 分

(3) 会派内質問順序 6 月 3 日 (金) までに事務局へ連絡

7 高校生の一般質問傍聴について (予定)

- 日 時：6 月 1 4 日 ~ 1 6 日 午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時頃 (予定)
- 参加者：南丹高校生 (1 日当たり約 2 0 人、合計 6 0 人)
高校生議会に際し、地域研究 (授業) の一環として傍聴

8 平成28年9月定例会の決算審査について

- (1) 決算特別委員(22人)
- (2) 審査方法(分科会方式、事務事業評価実施)
- (3) 審査日程(5日間)
- (4) 特別委員会設置 6月23日(閉会日)

9 委員の推せんについて

- (1) 亀岡市都市計画審議会委員<産業建設常任委員>
 - 人数:5名
 - 任期:平成28年9月5日~平成30年9月4日
 - 現委員:並河、齊藤、菱田、小島、藤本

10 議会運営委員会の視察について(総括)【別紙№4】

11 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙№5】

- (1) 実施主体・実施期間
- (2) 検証の方法・進め方等

12 当面の日程について

- 5月30日(月)議運・幹事会終了後 ~ 会派会議 ~ 広報広聴会議
- 6月1日(水)10:00~ 環境厚生常任委員会
- 6月3日(金)10:00~ 産業建設常任委員会

13 その他

- (1) 議場内撮影許可申請
- (2) エコオフィス期間
- (3) 次回議会運営委員会 6月14日(火)本会議終了後

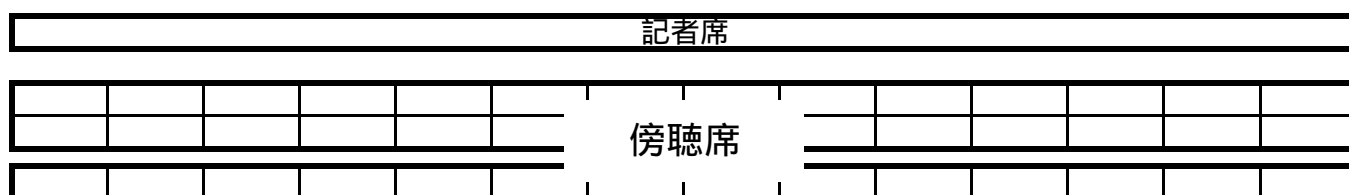
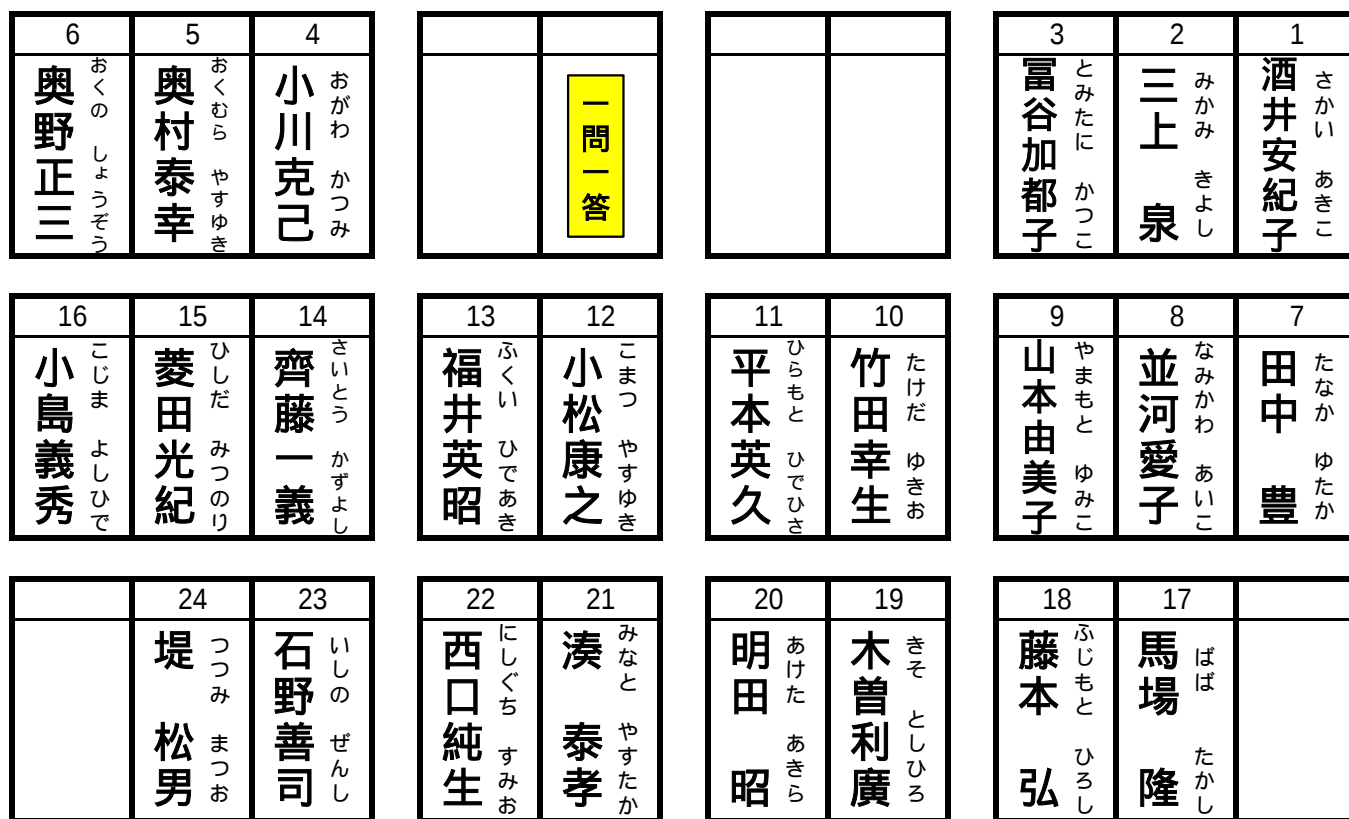
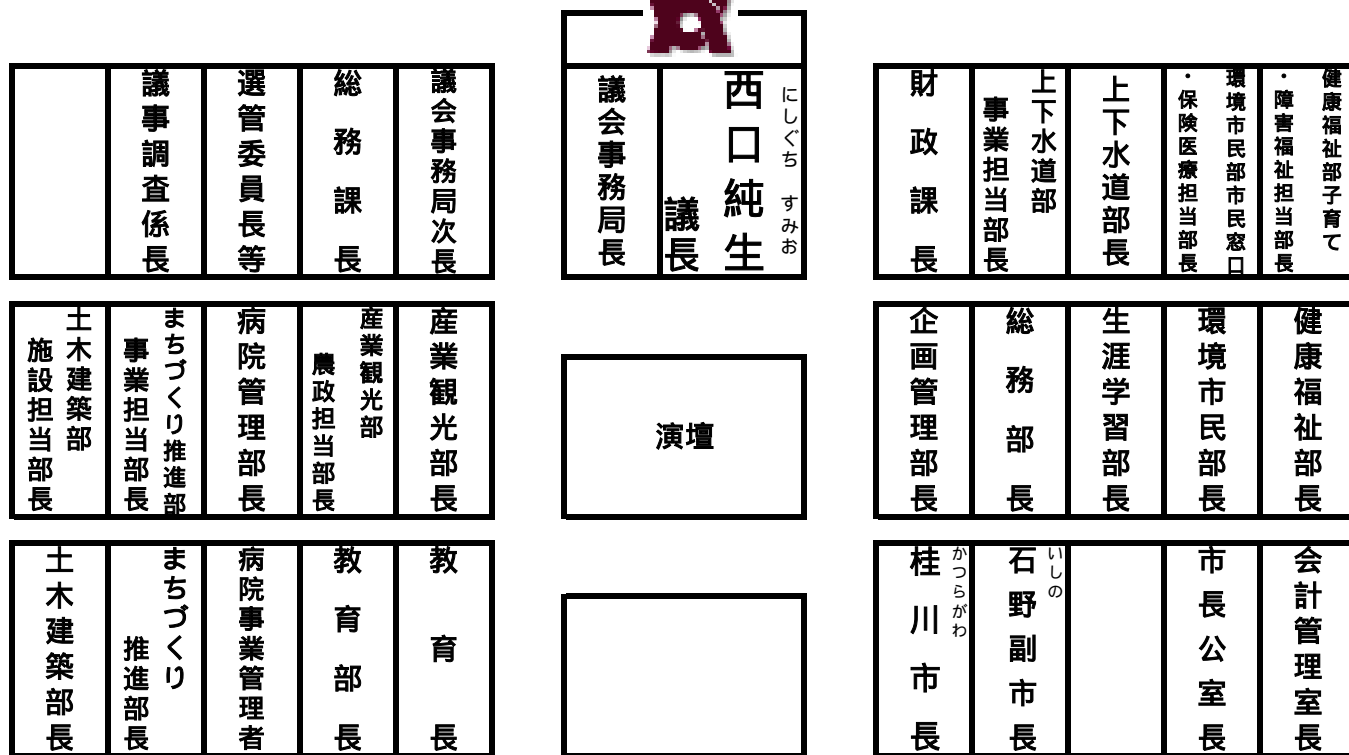
正副議長、正副議運委員長のみ事前調整 6月13日(月)14:00~

平成 2 8 年 6 月定例会日程表（案）

会期 1 8 日間

日	曜日	会 議 等	備 考
27	金	10:00 ～ 市長議長議案調整 11:00 ～ 議運事前調整	予定議案概要
28	土		
29	日		
30	月	【招集告示】 10:00 ～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 会派会議、広報広聴会議	議案
31	火		
6/1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月	10:00 ～ 【開会、諸報告、署名議員、会期決定、提案理由】 < 12:00 > 一般質問通告期限 < 17:00 請願書提出期限 >	議事日程、監査、出席要求、提案理由 (理事者紹介)
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	13:00 ～ 市長議長議案調整 14:00 ～ 議運事前調整	追加議案の概要
14	火	【一般質問】 (本会議終了後) 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 < 本会議終了時 質疑通告期限 >	議事日程 追加議案
15	水	【一般質問】	議事日程
16	木	【一般質問、追加提案、付託】	議事日程、提案理由、付託表、 請願文書表
17	金	10:00 ～ 総務文教常任委員会	
18	土		
19	日		
20	月	10:00 ～ 環境厚生常任委員会	
21	火	10:00 ～ 産業建設常任委員会 < 委員会終了時 意見書提出期限 >	
22	水	常任委員会（予備日） 10:00 ～ 会派会議 10:00 ～ 市長議長議案調整（人事議案） 13:30 ～ 議運事前調整 14:00 ～ 幹事会・議会運営委員会 < 16:00 討論通告期限 >	人事議案・意見書案
23	木	10:00 ～ 各常任委員会(委員長報告) 議運事前調整 議会運営委員会・幹事会 会派会議 (午後) 【委員長報告、討論、採決、人事議案、閉会】 広報広聴会議	意見書案、審査報告、決算特別名簿 議事日程、議員表彰

〔 亀岡市議会議席配置図 〕



入口

記入のしかた

平成 28 年 月 日

亀岡市議会議長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 様

亀岡市議会議員 ○ ○ ○ ○ ○ ○

平成 2 8 年 6 月定例会 一般質問通告書

会派名：○○○○○○ (代表・個人)

質問方法（ 一 括 ・ 一問一答 ）

次のとおり通告します。

体裁

- ・ 字体：MSゴシック・フォントサイズ 10・全角英数字
- ・ 表のサイズを変えない。
- ・ ページがまたがる場合は表を分割しない。

質問の意図が伝わるよう、まず、質問の趣旨・背景（課題や問題点等）を3～5行以内に要約して簡潔に記入。
（原稿をそのまま掲載しない。）

質問事項	質問項目	答弁者
1 ○○○○について 旨に係る項目を（スペース）・「～について」等で記入。順序は、機構の建制順を原則とするが、質問意図による順序立てする。	(原稿をそのまま掲載しない。) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ そして、質問内容を(1)(2)...の箇条書きの質問形で具体的に記入。 (「～について」は質問とならない。)	○○ ○ ○ ○ ○ 質問事項の 答弁者を記す ・市長 ・担当副市 ・病院事業 ・教育長 ・所管部長 ・行政委員会
以下、例示		
2 空き家の適正管理について	空き家の放置は、近隣の生活環境を阻害し、不審者の侵入や放火などを誘発する恐れもある。また、災害時に倒壊する危険や住民の避難活動の妨げにもなりかねない。生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止の観点から空き家の適正管理が求められる。 (1) 空き家の調査をどのような頻度で行い、市内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。 (2) 管理不十分な空き家は近隣住民にとって危険な箇所と認識しているか。 (3) 空き家の所有者に対してどのような呼びかけ、連絡を行っているのか。 (4) 空き家の管理や処分を行う条例を制定する考えはあるか。	市長 所管部長

組織機構の建制順

市長公室・企画管理部・生涯学習部・総務部・環境市民部・健康福祉部・産業観光部・まちづくり推進部・土木建築部・会計管理室・上下水道部・市立病院・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会

注意点（先例・申合せ 1 1 8）

- ・ 質問は、具体的に記載すること。
- ・ 質問項目は、市政における一般事務の範囲内であること。
- ・ 質問項目は、会派内で重複しないこと。

平成28年4月 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

議会運営委員会副委員長 藤本 弘

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、下記のとおり報告します。

記

1 派遣期間 平成28年4月13日(水)・14日(木)

2 派遣場所 岐阜県高山市議会及び三重県議会

3 事 件 (高山市議会)

議会の活性化について

(1) 市民意見交換会について

(2) 政策提言について

(3) 政策討論会について

(三重県議会)

議会の活性化について

(1) みえ高校生県議会について

(2) みえ現場 de 県議会について

(3) 予算決算常任委員会、通年議会について

4 視察者 (派遣委員) 藤本弘、奥野正三、田中豊、小島義秀、木曾利廣

石野善司

(派遣議員) 西口純生議長、福井英昭副議長

(事務局随行) 山内次長、鈴木議事調査係長

5 概 要 別紙のとおり

議会運営委員会調査結果概要

高山市議会(平成28年4月13日(水)13:30~15:10)	
議会の活性化について	
(1) 市民意見交換会について	
(2) 政策提言について	
(3) 政策討論会について	
1 視 察 の 目 的	
高山市議会は、議会改革度調査2014ランキング(早稲田大学マニフェスト研究所)第6位であり、これまでから高い水準で活性化等の取り組みを進められてきた。市民意見交換会や政策提言、政策討論会の実施により政策立案機能の向上を図られるなど積極的に取り組まれており参考にする。	
2 施 策 等 の 概 要	
(1) 市民意見交換会について	
<経緯>	
・市町村合併により議員数が少なくなり地域の声が届きにくくなるとの不安に応えるため、平成22年から小学校区を単位として「地域別市民意見交換会」を開始した。	
・その後、工夫を凝らし「分野別市民意見交換会」「高校生との意見交換会」の方法でも開催している。	
<内容>	
・市民の多様な意見を把握し情報の共有化を進め、市政への政策提言に反映させている。	
・「地域別市民意見交換会」は、議会の活動について報告するとともに市政全般について各地域の皆さんと意見交換を行う。市民意見は課題を抽出した後、各常任委員会において調査研究	

を進めている。

- ・「分野別市民意見交換会」は、教育、文化、福祉、産業等の様々な課題について、各種団体等と意見交換を行う。（平成２７年実績：「これからの農業振興」「災害（豪雨災害）対応への課題」等）

- ・「高校生との意見交換会」は、高校生が高山市の課題や将来展望などをテーマに意見発表を行い、議員と意見交換を行う。

（２）政策提言について

<経過>

- ・市の政策水準の向上を図ること、また市民意見を市政に反映させることを目的として委員会が中心となり平成２５年から実施している。

<内容>

- ・市民意見交換会等での市民意見を考慮して政策課題を設定する。その課題解決に向け、行政の取り組み状況の把握、現地調査、先進地視察、各種団体等との意見交換、専門家からの意見聴取（議員研修会等）を行い、関係事業の評価及び決算審査結果を踏まえて政策提言書を作成する。

- ・政策提言書については、全議員で実施する政策討論会で議論し合意を得た後、執行機関に提出する。

（「高山市第八次総合計画」の策定に向けた直近の取り組み）

- ・高山市は総合計画の基本計画策定について、自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件としており、平成２５年から第八次総合計画の基本計画策定に入ったため、議会は５月の臨時会において、全議員で構成する「総合計画に関する特別委員会」を設置し、調査・研究及び審査を開始した。

- ・議会は取り組むべき政策課題として「個性ある地域づくりの推進と更なる一体感の確保」「人口減社会におけるあらたな行財政運営」等１０項目にまとめ、市長に政策提言を提出した。

（その他の取り組み）

「高山市観光振興ビジョンに対する政策提言」

（例）議会基本条例分科会（定員２０人）、市民協働促進条例分科会（１８人）、既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会（定員１８人）等

(3) 政策討論会について

<経過>

- ・ 議会基本条例制定時に、議会として議員間の討論を通じて政策提案の質を高めることが必要との議論により検討を行い、導入することを盛り込んだ。

<内容>

- ・ 市民にとって重要な政策及び課題について、議論を深めることにより共通認識を図り、議会の政策提言及び政策立案を進めている。
- ・ 委員会や会派が市長等に政策提言書を提出したり、議員提案による条例を本会議に提出する際に妥当性や説得力を高めるために、議員全員で討論を行い合意形成を図っている。

3 考 察

4 委 員 の 意 見 等

三重県議会（平成 28 年 4 月 14 日（木）13:30～15:30） 議会の活性化について （１）みえ高校生県議会について （２）みえ現場 de 県議会について （３）予算決算常任委員会、通年議会について
1 視 察 の 目 的
三重県議会は議会改革のトップランナーとして、様々な取り組みを進められてきた。本市議会でも平成 28 年度に取り組む「高校生議会」をはじめ、議会活性化の議論の場において検討項目としてきた「予算決算常任委員会」「通年議会」について、三重県議会の取り組みや考え方について参考にする機会とする。
2 施 策 等 の 概 要
（１）みえ高校生県議会について <経過> ・広聴広報活動の一環として、高校生が議会活動を体験することで議会に対する関心を高めるとともに、議会が高校生の意見を直接聴くことで委員会等での議論に反映させることを目的とし平成 26 年 8 月に開催した。 <内容> ・広報広聴会議を実施主体とした。 ・議長は 2 人の高校生が交替で務め、8 校 26 名の高校生が質問し県議会議員が答弁した。 ・質問は「障害者の雇用促進」「スポーツ競技力の強化」「魅力ある農業経営」などであったが、内容は高校生の視点によるものであった。 ・平成 28 年 8 月には第 2 回目となる高校生議会を実施する予定としている。 （２）みえ現場 de 県議会について <経過> ・多様な住民の意見を聴き、施策に取り入れる広聴機能を強化するため、平成 22 年度から開催している。

< 内容 >

- ・ 広報広聴会議が主体となり、市民のまちづくりへの意見を聞く機会としている。
- ・ 県議会がテーマを設定して開催する場合「県議会の役割」、「開かれた議会」、「議会改革の取組」を基本テーマとして実施する場合やみえ現場 de 県議会を希望する団体側が事前にテーマを設定し自由に意見交換する場合がある。

平成 27 年度選定テーマ：「若者の声を県政に～地方創生と人口減少対策～」 「鳥獣害に強い地域づくり」

(3) 予算決算常任委員会、通年議会について

○ 予算決算常任委員会

< 経過 >

- ・ 二代表制の下、予算と決算の一体的な審査・調査による機能強化を図るため予算決算常任委員会を設置した。議論の発端としては、議案一体の原則に反するという点からである。

< 内容 >

(構成等)

- ・ 議長を除く全議員の 50 人 (定数 51) で構成し、6 分科会を設置し審査している。
- ・ 委員会の円滑な運営を図るため「理事会」を設置し事前協議等を行う。構成する理事は議会運営委員から選出している。理事会では所管事項の調査方法等を決定している。

(審査方法)

- ・ 審査順序 予算決算常任委員会 (全体) での総括質疑 分科会審査 (部局別) 予算決算常任委員会 (全体) での分科会委員長報告、委員間討議、討論・採決の順を基本としている。

予算決算常任委員会 (全体) は審査のはじめに実施し総括質疑を実施している。この際、通告制を廃止している。

- ・ 案件に応じて理事会で審査方法を決定している。審査パターンは以下の 5 通り。

[1] 決算審査 (一般) [2] 決算審査 (特別・企業) [3] 当初予算審査 [4] 補正予算審査 [5] 先議案関係 先議案

○ 通年議会

<経過>

- ・従来の議会の運営方法では、議案審査時間が十分に確保できず重要議案も専決処分されていたことから、見直す機運が高まりプロジェクトチームを設置して検討を開始した。
- ・平成20年から定例会年2回制を実施した。(2月から6月、9月から12月の2回)
- ・平成23年には会期の有無に関係なく、年間を通じた活動の視点から「通年議会」への検討を開始し、平成25年から導入した。
- ・現行の会期は1月から12月までとしている。(年間の会期日数は概ね340日間)

<内容>

- ・執行機関の行政活動を継続して監視し議会機能の強化を図るとともに、不測の事態に対応するための体制を整え、住民サービスの向上につなげることとしている。
- ・地域等での議員活動の時間減少や執行機関の行政能率への影響の懸念があるため「年間議事予定」を設定している。
- ・一事不再議、発言取消し・訂正に関する規定整備した。

(メリット)

- ・開会期間が長くなり機動的・弾力的な議会運営が可能になり、審議時間も確保できる。
- ・意見書案等を適宜提出し議決することが可能になる。

(デメリット)

- ・本会議、委員会等の開催数が多くなり経費が増加する。
- ・閉会中の議員活動の時間が少なくなる。また、執行機関の行事予定が立てにくくなる。

3 考 察

4 委 員 の 意 見 等

議会基本条例の検証及び見直しについて

亀岡市議会基本条例

第 8 章 最高規範性及び検証等

(条例の検証及び見直し)

第 24 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(平 26 条例 28 ・ 全改)

亀岡市議会基本条例運用基準

17 条例の検証及び見直し

条例第 24 条の規定による定期的な検証の機会は、2 年ごとに設けることとし、一般選挙を経た任期開始から概ねその任期中間年及び最終年に、議会運営委員会において行うものとする。

1 検証・見直しの方法等について

(1) 実施主体・実施期間

議会運営委員会・平成 2 8 年 6 月～平成 2 8 年 1 2 月

(2) 検証の方法・進め方

検証は、条項ごとに関連する具体的方策(取組事項)、現状の課題等を確認したうえで、次の 3 段階により、各条項の目的達成状況を評価する。

[A 達成(概ね 8 割以上) ・ B 一部達成(5 割程度) ・ C 未達成(3 割以下)]

評価になじまない章・項目は評価対象外とする。

なお、適切かつ効率的な検証に資するよう、事前に各会派(無会派) 及び事務局により各条項に関する課題等の抽出を行い、それらの意見を踏まえた中で検証(評価)を行う。

評価結果が B ・ C となった条項に関しては、次の区分により今後の方向性を検討する。

[☐ 継続して取り組む ・ ☐ 新たな取り組みを検討 ・ ☐ 条項を改正する ・ ☐ その他]

(3) 条例の見直し・新たな取り組みの検討について

上記(2) により、条例改正の必要があると判断された場合は、改正案の検討を行い、平成 2 8 年 1 2 月定例会で条例改正を提案する。

新たな取り組みを検討する必要があると判断された場合は、別途、議会活性化検討項目として、現在の取り組み(中期・長期) 項目と合わせてその検討を行う。

会議規則等関係例規、運用基準及び申合わせ等の整理を行う。

2 スケジュール（案）

時期	内容
6 月定例会 招集告示日 (5 / 3 0)	○実施主体・検証の方法・今後の進め方について協議 ○検証項目一覧の配付・各会派（無会派含む）に課題事項等の抽出依頼（閉会日までに提出）
6 月定例会 一般質問 (6 / 1 4)	○課題事項等の抽出状況、今後のスケジュール等の確認（次回以降の開催日決定）
6 月定例会 閉会日 (6 / 2 3)	○各会派（無会派含む）から課題事項等の提出、整理
6 月下旬	○検証項目一覧に基づき評価 ・第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） ・第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条 - 第 5 条） ・第 3 章 市民と議会の関係（第 6 条・第 7 条）
7 月	○検証項目一覧に基づき評価 ・第 4 章 議会と市長等の関係（第 8 条 - 第 1 0 条の 3 ） ・第 5 章 議会の機能の強化（第 1 1 条・第 1 2 条）
8 月	○検証項目一覧に基づき評価 ・第 6 章 議会の運営（第 1 3 条 - 第 1 8 条） ・第 7 章 議員の政治倫理及び待遇等（第 1 9 条 - 第 2 2 条） ・第 8 章 最高規範性と見直し手続（第 2 3 条・第 2 4 条）
9 月定例会	○評価結果一覧の確認（全議員に配付、会派の意見集約） ○今後の方向性について検討開始
1 0 月	○条例改正の検討 ○新たな取り組み項目の検討
1 1 月	○条例改正の検討 ○新たな取り組み項目の検討 ○関係例規、運用基準等の整理
1 2 月定例会	○条例改正案骨子の確認 ○発議者・提案理由説明の協議 [本会議] 議案提案・提案理由説明・議案採決

議会基本条例検証項目一覧

平成28年5月30日

各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、事前に各会派（無会派含む）で取り上げてください。（6月定例会閉会日までに提出）

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	達成状況	今後の方向性	
第1章 総則	目的 議会の役割	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
		第2条	議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。 (H26一部改正)			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
			2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
第2章 議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。			第1章(目的)・第2章(活動原則)に基づく具体的規定である第3条以降の各条項において掲載する。	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			市政への市民参加を推進すること。				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。 (H26一部改正)				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
			議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
			市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
			議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
	会派	第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。			【運用基準】会派の役割を明確化	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。				☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

議会基本条例検証項目一覧

平成28年5月30日

各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、事前に各会派（無会派含む）で取り上げてください。（6月定例会閉会日までに提出）

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	達成状況	今後の方向性	
第3章 市民と議会の関係	市民参加及び市民との連携	第6条	議会は、会議を原則公開とする。	〔運用基準〕 公式な会議の全てを公開対象とする。 ・委員会傍聴を許可制から届出制に改正（委員会条例）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	〔運用基準〕 傍聴者への資料提供 ・傍聴規則の改正（H27.1）→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・土曜議会開催（H22.3・H24.3代表、H25.3個人） ・議案の賛否状況の公開 ・一般質問通告の具体化（H24.6～） ・本会議のライブ中継・録画配信（H21.12～） ・予算・決算審査の録画配信（H25.9～） ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・委員会記録・資料の公開（H23.9～） ・フェイスブックによる情報発信（H26.4～） ・議会だよりの充実（H24.4～16P改編） ・HPの掲載情報充実 ・説明責任を果たす直接的な手段としての議会報告会の開催（第7条に記載） ・議長記者会見の実施（H27） （議会バックボードの作成→第16条関連）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	・【活性化】インターネット中継等における手話の実施（長期） ・【活性化】議会だよりの一般質問掲載スペース充実（中期）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25：4回（常任委員会・決算特別） H26：4回（常任委員会・議運・決算特別） H27：0回		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。 （H26一部改正）	〔運用基準〕 会議における請願者等の意見陳述機会を制度化（手続きを規定）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。 （H26追加）	・意見交換会（わがまちトーク、委員会の意見交換会）等の開催（第7条に記載） ・子ども議会の開催（H27.8） ・議員団研修の公開 ・議場の多目的活用 ・定数報酬のパブコメ実施等		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	・【活性化】議会モニター制度の導入検討（中期） ・【活性化】大学との政策連携の導入検討（中期）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会報告会等	第7条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。 （H26全改）	・各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催（H22.11～計71会場（自治会3巡・参加1211人） ・3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.3～） ・所管委員会での意見対応（分類）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。 （H26追加）	・〔運用基準〕意見交換会の実施フロー ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H26：2回（放課後児童会、議会広報広聴） H27：1回（NPO） ・委員会の意見交換会の開催 H26：1回（商業協同組合） H27：2回（NPO子育てネットワーク・観光協会）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

議会基本条例検証項目一覧

平成28年5月30日

各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、事前に各会派（無会派含む）で取り上げてください。（6月定例会閉会日までに提出）

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	達成状況	今後の方向性	
第4章 議会と市長等の関係	議員と市長等の関係	第8条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			議員は、本会議における <u>一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。</u> （H26一部改正）	・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。（H23一部改正）	[運用基準] 反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会審議における論点の明確化	第9条	議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 提案の理由及び経緯 他の自治体の類似する政策等との比較検討 市民参加の実施の有無とその内容 総合計画との整合性 政策等の実施に係る財源措置 将来にわたる政策等のコスト計算			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	[運用基準] 決算、予算審査時の説明資料 ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「主要施策報告書」		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	政策執行に対する評価	第10条	議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	[運用基準] 事務事業評価を発展して対応 ・模擬評価による研修実施（H25）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	・予算・決算審査方法の見直し検討（短期）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	閉会中の文書質問	第10条の2	議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。（H24追加）	[運用基準] 文書質問の手続きを規定（各閉会日の翌日から開会日の2週間前までの期間中、1議員1回1項目） H25：2回、H26：1回、H27：1回		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	決議等への対応	第10条の3	議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。（H26追加）	[運用基準] 決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） （議運または所管委員会で適当と判断したもの） 条例改正後、事例なし。		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

議会基本条例検証項目一覧

平成28年5月30日

各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、事前に各会派（無会派含む）で取り上げてください。（6月定例会閉会日まで提出）

章	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	達成状況	今後の方向性		
第5章 議会の機能の強化	96・2 第11条	地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	[運用基準] 議決対象を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える。 ・議決対象追加(96条第2項条例) → 総合計画の基本構想及び基本計画 (特別委員会設置による審査)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
	調査機関の設置 第12条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	[運用基準] 調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
		2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
		3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
第6章 議会の運営	定例会の回数及び会期 第13条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・常任委員会審査の原則別日開催		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	・[活性化] 通年議会の導入検討(長期)		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員間の自由討議 第14条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、 <u>議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u> (H26一部改正)	[運用基準] 自由討議は、委員会において付託議案の討論の前に委員又は委員長の発議により会議に諮り実施する。		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
		3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。(〃)	・政策研究会の設置(協議等の場→申合せ) H26: 4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27: 5名(農林観光政策)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
	委員会活動 第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。(H26一部改正)	・常任委員会の月例開催		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
	広報広聴の充実 第16条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、 <u>広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</u> (H26全改)	[運用基準] 広報広聴を所管する組織の設置等 ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・広報誌の運用開始(H28～)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
	議員研修の充実 第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	[運用基準] 議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加する。		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
	議会事務局 第18条	<u>議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</u> (H26全改)			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
		2 <u>議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</u> (H26追加)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他		

議会基本条例検証項目一覧

平成28年5月30日

各条項に係り、現状で課題と思われることや今後議論すべき点などを、事前に各会派（無会派含む）で取り上げてください。（6月定例会閉会日までに提出）

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	達成状況	今後の方向性	
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員の政治倫理	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。	・政治倫理条例の制定 (H20.3)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	・【活性化】政治倫理条例の見直し(長期)	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討 (H26) → 定数2人削減		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員定数は、別に条例で定める。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討 (H26) → 現行維持		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	・【活性化】議員報酬の検討(長期)	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員報酬は、別に条例で定める。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。(H25一部改正)			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外	・【活性化】政務活動費の増額検討(中期)	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。(H25追加)	・政務活動費運用基準に沿った運用		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	[運用基準] 政務活動費収支報告書の公開		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第8章 最高規範性及び検証等	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	最高規範性及び検証等	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(H26全改)	[運用基準] 任期中間年及び最終年に議運で行う。 (前回：H26.6～9月(任期最終年に実施))		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他